

OECD・BEPS 最終パッケージの公表 行動 11 – BEPS の測定とモニタリング

26 October 2015

In brief

2015年10月5日、OECD租税委員会は、BEPS行動計画に基づく最終報告書を含む包括的な最終パッケージを公表しました。最終報告書は10月8日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議(ペルーのリマにて開催)に提出され、新たな国際課税のルールとして採択されました。

本ニュースレターでは、BEPS行動11の最終報告書である、BEPSの測定とモニタリング(Measuring and Monitoring BEPS)について概説します。本報告書で提案されているデータと分析の改善は、BEPSの量的影響の継続的評価はもちろん、BEPSプロジェクトで開発された対抗措置の影響の評価の立証にも役立つと期待されています。

In detail

BEPSによる財政・経済への悪影響が、BEPSプロジェクトの当初からフォーカスされてきました。一部の多国籍企業(MNEs)によるタックスプランニング活動により、国際課税ルールのミスマッチ・隙間(gaps)が利用され、課税利益がその根底にある価値創造活動からかい離している、という不確かな証拠は示されていましたが、2013年に公表されたOECDのBEPSに係る初期的報告書では、経済活動・政府税収へのグローバルでの悪影響の規模は不明確と認識されていました。

BEPSの規模の測定は、BEPSの複雑性とかなり限られたデータとを考慮すると、困難であることは明らかであるものの、BEPSの財政上の影響は重大であると認識されています。2013年から行われた調査の結果では、この問題の大きさが明らかにされており、グローバルの法人税収の損失は、その4% - 10%(つまり、年間1,000億米ドル - 2,400億米ドル)と見積もられています。

BEPS活動に係る指標では、さまざまな情報源・測定基準を使い、また異なるBEPSの手段を分析することで、BEPSの行動様式が明らかにされています。これらの指標を組み合わせることにより、BEPSが存在し、その規模が近年増え続けていることが確認されています。

- **低課税国に所在する多国籍企業の関連会社の利益率(profit rates)**は、グループ全体の全世界平均利益率より高い - たとえば、低課税国に所在する多国籍企業の関連会社が報告した利益率は、グループ全体の平均利益率の2倍であるとしています。
- **大規模多国籍企業事業体の実効税率は、国内事業だけを行う類似企業より、4 - 8.5%ポイント低いと見積もられる** - これは、一部に多国籍企業が利用可能な各国の税優遇措置をより活用していることによる可能性もありますが、国内事業者や税プランニングに積極的でない多国籍企業に対して競争条件が不平等であるとしています。
- **外国直接投資(FDI)がますます集中してきている** - 純 FDI の対 GDP 比が 200%を超える国における FDI は、2005 年には他のすべての国の 38 倍でしたが、2012 年には、99 倍に増えているとしています。
- **課税利益と価値の創造が行われる場所のかい離は、無形資産において特に顕著であり、その現象が急速に拡大している** - たとえば、低課税の国のグループにおける受取ロイヤルティー価値の R&D 支出に対する比率は、他のすべての国の平均率の 6 倍であったとしており、2009 年から 2012 年までに、3 倍に増えているとしています。これらの低課税国に所在する事業体の受取ロイヤルティーは、総ロイヤルティーの 3%に達しており、これは BEPS の規模を直接測定するものではありませんが、BEPS が存在するという証拠を示しているとしています。
- **関連者・非関連者からの借りれば、法定税率がかなり高い国の多国籍企業関連会社に一層集中している** - 税率がかなり高い国の大規模グローバル多国籍企業の関連会社における利子/所得率(interest-to-income ratio)は、そのグループ全体の第三者利子/所得率(third-party interest-to-income ratio)のほぼ 3 倍であるとされています。

本報告書では、納税者情報については、秘密保持について適切なセーフガードの維持が必要であると認識する一方で、利用可能なデータの分析改善のため、多くを提言しています。BEPSの測定・モニタリングの改善に必要な情報の一部は、既に税務当局が入手していますが、分析がなされていないか、分析のために利用可能とはなっていません。本報告書のこの分野における提言の焦点は、既存のデータと、BEPSプロジェクトの行動5(有害税制への対抗)と行動13(移転価格関連の文書化の再検討)(及び、行動12(タックスプランニングの報告義務)が実施される場合はこれも含む)で入手が提案されている新たなデータへのアクセスの改善と分析の強化であるとされています。

本報告書では、OECDと政府が連携し、より多くの法人税統計を報告・分析し、それらを国際的に整合性のある方法で提示することを提言しています。たとえば、国別報告書(Country-by-Country Reporting)データに基づく統計分析は、BEPSの経済分析を大幅に強化する可能性があります。これらのデータの利用可能性の改善により、将来的には、政府と分析者(researchers)が、BEPSと、BEPSに対処するための行動の測定・モニタリングを確実に改善することができるであろうとしています。

2015年10月5日に公表されたBEPS行動11(Measuring and Monitoring BEPS)の最終報告書の原文(英語)については、以下のOECDのウェブサイトをご参照ください。

<http://www.oecd.org/tax/measuring-and-monitoring-beps-action-11-2015-final-report-9789264241343-en.htm>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話 : 03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okada@jp.pwc.com

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

hiroshi.sasaki@jp.pwc.com

ディレクター

鶴田 将吾

03-5251-2464

shougo.tsuruta@jp.pwc.com

PwC税理士法人は、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約520人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国 におよぶグローバルネットワークに208,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、または日本におけるPwCメンバーファームおよび(または)その指定子会社またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。